

平成 23 年 11 月 8 日

高速電力線搬送通信設備作業班事務局

作業班での同行者の発言について

1. 議論に参加できるのは、基本的に構成員であること。
2. 構成員に同行する者（以下「同行者」という。）は、構成員の技術的な事項を補足または説明すること、及び、その発言に関する質疑に対してのみ発言することができる。
3. 同行者の発言は、構成員を指名することで許可し、発言に関する責は構成員に帰属する。